

2026年 4月 1日  
株式会社東研サーモテック

## 一般事業主行動計画

女性が子育てのしやすい職場環境や管理職として活躍ができ、また、社員の働き方を見直し男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 4月 1日～ 2031年 3月31日

2. 目標と取り組み内容・実施時期

目標1：管理職（係長級）への昇格候補となる主任級の女性を3名以上選任する  
（女性活躍推進法）

（取り組み内容）

- ・2026年6月～ 経営層や管理職を対象に、女性活躍に関する意見交換の実施
- ・2027年1月～ 経営層や管理職を対象に、主任候補の女性社員をピックアップ
- ・2027年4月～ ピックアップをした主任候補の女性社員に意向をヒアリング
- ・2028年4月～ 主任候補となる女性社員に対し、キャリア形成に関する研修を年1回実施する

目標2：男女ともに育児休業取得率を80%以上維持し、男性の育児休業取得者のうち2ヶ月以上の取得者割合を90%以上にする

（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法）

（取り組み内容）

- ・2026年6月～ 育休を取得した奥様へアンケートを取り、社内報に掲載する
- ・2027年3月～ 育休を取得した従業員に、育休中の業務分担の割り振りや業務のサポートについてアンケートを取り、社内報に掲載する
- ・2028年2月～ 仕事と子育ての両立の推進、必要な業務体制および働き方の見直しなどに関する管理職向けの研修を実施（管理本部主催管理職研修）

目標3：フルタイム労働者の法定時間外労働を35時間未満とする

（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法）

（取り組み内容）

- ・2026年5月～ 組織トップからの長時間労働是正に関するメッセージの発信
- ・2026年6月～ 組織トップの会議内で部署ごとの残業時間数などの公開・評価
- ・2027年3月～ フルタイム労働者の法定時間外労働を集計し1年間の記録を取る
- ・2028年4月～ 残業が一定時間数を超える場合の本人と上司に対する通知・指導

以上